

江戸川区障害者移動支援事業 重要事項説明書

(令和 6年 4月 1日現在)

1 事業者の概要

名称	株式会社ウメザワ
法人種別	株式会社
法人所在地	東京都江戸川区松本1-33-20
電話番号	03-5666-5678
代表者氏名	梅澤 宗一郎

2 事業所の概要

事業所の名称	東京ケア
事業所の所在地	東京都江戸川区鹿骨3-18-8
事業所の電話番号	03-5666-5678
サービス提供地域	江戸川区・葛飾区
サービス提供曜日・時間	平日(9時~18時)を中心に、日曜日、祝日は 要相談
事業所番号	9912300815
運営方針	「安心して、明るく、お歳を重ねて欲しい」を願って!
第三者評価の実施状況	無し
職員への研修の実施状況	有り

3 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名()			1名()
サービス提供責任者	介護福祉士	4名以上()	1名以上()		6名以上()
事務職員		1名以上()	1名以上()		2名以上()
従事者	介護福祉士	1名以上()	3名以上()		4名以上()
	実務者研修修了者	1名以上()	1名以上()		2名以上()
	初任者研修修了者 介護職員基礎研修修了者	1名以上()	13名以上()		13名以上()
()内は男性再掲					

4 主たる対象者

身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者

5 サービスの内容

(1) 移動支援

- ① 社会生活上必要不可欠な外出
- ② その他の外出

(2) その他のサービス 介護等の相談

6 利用料金

(1) 移動支援支給対象サービス利用者負担額

提供した移動支援サービスに要した費用の原則1割。ただし、江戸川区から利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額
月額負担上限額については、江戸川区長が定めた額

(2) その他の料金

利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

(3) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(4) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。
キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該基本料金の50%
ご利用の12時間前までにご連絡をいただかなかった場合	当該基本料金の100%

(5) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月末日までに請求しますので、翌々月末日までにお支払いください。

支払いは、原則として口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、集金でお願いします。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 移動支援の支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- ② サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は受給者証記載の支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 移動支援の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者が当事業者に対し10日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

②当社の都合でサービスを終了する場合

当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

③ご利用者やご家族からのハラスメント行為

ご利用者やご家族などが当事者及び当事業所の及び当事業所の職員などに対して本契約を継続しがたいほどの行為を行った場合は文章で通知することにより即時にサービスを終了させていただきます場合がございます。

暴力または乱暴な言動：怒鳴る、刃物に向ける、大声で罵る、叩く、怒る、特定のヘルパーの悪口を言う、容姿をけなす、ジロジロ見る等。

セクシャルハラスメント：職員の身体を触る、手を握る、ヌード写真や画像を見える場所に置く・見せる等。

その他：職員の自宅住所や電話番号を何度もしつこく聞く、度を超えた謝罪の要求など。

④当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

⑤利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

⑥契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ・利用者が施設に入所した場合
- ・居宅介護の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ・利用者が亡くなった場合

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が施設に入所した場合
- ② 移動支援の支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 利用者が亡くなった場合

8 当社の居宅介護サービスの特徴等

(1) 感染症の予防及びまん延防止のため措置

事業者は感染予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のまへの対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するものとともにその結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ② 感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施しています。

(2) 虐待防止について

事業者は利用者等人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ①防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底図っています。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
従事者にたいする虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ③虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	(管理者 飯島恵美)
--------------	------------

当該事業所従事者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを江戸川区に通報します。

虐待通報窓口

児童虐待に関する相談・通告	:03-5678-1810(代表)
江戸川区 24 時間障害者虐待通報ダイヤル	:03-5662-1014

(3) 身体拘束について

事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限行為（以下「身体拘束等」という）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(4) 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

サービスの変更等は、事務所へ連絡をお願いいたします。

※原則として、当日の変更に対しても上記と同様とする。

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

11 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	飯島恵美
電話番号	03-5666-5678
受付時間	平日9時～17時

当事業所以外に、江戸川区の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	江戸川区福祉部障害者福祉課庶務係
電話番号	03-5662-0054
受付時間	月～金 8時30分～17時15分

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても江戸川区や東京都と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	03-5283-7020
受付時間	月～金 9時～17時

令和 年 月 日

移動支援事業の利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

(所在地) 東京都江戸川区鹿骨3-18-8

(名称) 東京ケア

(説明者) 氏名

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける移動支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住所)

(氏名)

(代理人又は立会人等)

(住所)

(氏名)

(続柄)